

平成21年10月9日

ハンドル形電動車いすの安全性・利便性を高めるため、

JISの改正を行います

～ 手押し走行装置の規定を新たに追加、また鉄道利用にも配慮 ～

経済産業省では、ハンドル形電動車いすの転倒事故対策に有効となりうる基準を設定して安全性を確保するとともに、高齢者や障害者の移動手段としての利便性にも配慮した基準として、新たにJIS T9208（ハンドル形電動車いす）を制定します。

1. 改正の背景

製品事故情報報告・公表制度が平成19年5月より施行されてからこれまでに、ハンドル形電動車いす乗車中に転落等したこと等による重大製品事故としての報告を30件受け付けています。

こうした事故を防ぐためには、操作ミスを起こしにくい製品の開発や普及が一つの有効な対策であることから、メーカー、利用者等の様々な意見を踏まえつつ、適切な安全基準を設定するとともに障害者等の利便性にも配慮したJIS規格の改正に向けた検討を進めてきました。

具体的には、ハンドル形やジョイスティック形などの電動車いすの基準を定めているJIS T9203（電動車いす）から、ハンドル形の規定を抜き出し、内容を見直して新たにJIS T9208（ハンドル形電動車いす）として制定することとし、日本工業標準調査会の高齢者・障害者支援専門委員会（平成21年10月8日）において審議を行い、制定／改正案が承認されたところです。

2. 改正のポイント

(1) 安全性の向上

①手押し走行装置の規定を追加

手押し走行装置（手押し移動ができる状態に切り替える装置）については、車体の移動や危険な状況から脱出する場合などを考え、第三者が容易に認識できて操作可能なこと、また、乗員が坂道などで手押し状態に切り替えて走行（暴走）することを防止するため、乗員が乗車中に手押し状態にはできないこと等を規定します。

②動的安定性能を要求

前方、後方に対する安定性について、 10° の斜面において急発進や停止操作を行ったときの車体の安定性、また、50mm の段差を前後進で降りたときの車体の安定性に関する基準を導入します。

③リスクマネジメントによる設計を追加

製造業者又は販売事業者は、乗降時に誤ってアクセルレバーに触れるなどのリスクを考慮した設計を行い、これを文書化し維持することを規定します。

(2) 利便性の向上

①鉄道での利用（※）に配慮した回転性能（小回り性）の規定を追加

これまでの回転性能（幅 1.2m の直角路を曲がれること）（←タイプ I）に加え、さらに小回り性を評価できるように、幅 0.9m の直角路を 5 回まで切り返して曲がれ、幅 1.0m では切り返し無しで曲がれること、かつ 180° の回転を 1.8m 未満の幅で行えること（←タイプ II）を規定します。
※国土交通省が示す、一部のデッキ付鉄道車両を利用できるハンドル形電動車いすとして「改良型ハンドル形電動車いす」が定義されており、上記のタイプ II として規定する回転性能は、「改良型ハンドル形電動車いす」に求められる性能と同等です。

(3) 製品に種類（製品特性）の表示を追加

ハンドル形電動車いすのユーザーに製品特性をわかりやすく示すことにより、利用形態に応じた適切な製品の選択・利用ができるように、旋回安定性、段差乗越性、回転性能（小回り性）について、その性能に応じて星（☆）数を表示することにします。

※旋回安定性と小回り性はトレードオフの関係にあり、両方に高い性能を要求することは一般的に難しいとされています。利用者は、例えば、郊外の移動を主な利用目的とする場合には旋回安定性や段差乗越性の☆の数が多い製品を、また、屋内や

公共交通機関などの利用には小回り性の☆の数が多い製品を選択するなど、利用形態に応じた製品選択の目安として活用できます。

(表示の例)



旋回安定性：斜面（3°、6°、10°）を最高速度・最小回転半径で旋回させた時の安定性

段差乗越性：段差（12、25、50mm）を最高速度で乗り上げた時の安定性

回転性能（小回り性）：2.（2）①に記載した回転性能

3. 今後の予定

今後、WTO/TBT 協定（世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定）に基づく事前意図公告等の所定の手続きを経て、平成21年12月20日付でJIS T9208（ハンドル形電動車いす）を制定する予定です。

なお、現行のJIS T9203-2006（電動車いす）については、規定からハンドル形を削除する等の改正を平成22年3月20日付けで行う予定です。

4. その他

ハンドル形電動車いすの事故については、運転者の運転ミス等の誤操作の要因も大きいと考えられることから、製品面の対策のみならず使用方法等も含めた安全対策の一層の推進について、関係者も含めて検討しているところです。

具体的には、以下の項目等について検討をしております。

- ①効果的な運転講習会について
- ②安全啓発の充実について
- ③利用者の用途や使用環境、運転能力等に応じた望ましい製品選択について

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局 環境生活標準化推進室長 内田 富雄

担当者：荒井、久保

電話：03-3501-1511 (内線 3426~7)

03-3501-9283 (直通)

商務情報政策局 医療・福祉機器産業室長 増永 明

担当者：加藤、大槻

電話：03-3501-1511 (内線 4051~3)

03-3501-1562 (直通)

商務流通グループ 製品安全課長 三木 健

担当者：小笠原、河本

電話：03-3501-1511 (内線 4301~6)

03-3501-1707

(参考) ハンドル形電動車いす

番号	名称	番号	名称
1	操作ボックス	6	ブレーキレバー (又は手動ブレーキ)
1-1	前後進切替スイッチ	7	バックミラー [附属品]
1-2	電源スイッチ	8	ステップ
1-3	バッテリー残量表示	9	ヘッドライト
1-4	アクセルレバー	10	クラッチレバー (手押し走行装置)
1-5	速度切替スイッチ	11	車輪
1-6	警報器スイッチ [附属品]	11-1	操だ (舵) 輪 (又は前輪)
2	バックサポート	12	駆動輪 (又は後輪)
3	シート	13	反射板 (リフレクタ)
4	アームサポート	14	本体の持ち上げ用手すり
5	ハンドル	15	バスケット [附属品]

